

福島県玉川村「地域おこし協力隊」募集要項

玉川村（たまかわむら）は福島県の中南部に位置し、阿武隈山地の西斜面の丘陵地と阿武隈川東岸に開けた平坦地からなり、人口約 6,800 人の自然豊かな村です。高速交通網として、東北自動車道と磐越自動車道を結ぶあぶくま高原道路が平成 23 年に全線開通し、主要都市部へのアクセスに優れています。更に福島県の空の玄関口としての福島空港があり、北海道（新千歳空港）や大阪（大阪国際空港）へのアクセスが非常に便利です。

「さるなし」という全国でも珍しい農産物を栽培しており、加工品など大変人気があります。また、水分を極限まで与えずに栽培した「しぼりトマト」は甘味、酸味、香りが濃縮され、数多くの皆様に大好評をいただいています。

しかし、少子高齢化と人口減少が徐々に進み、商店の空き店舗の増加など、様々なコミュニティ活動の停滞する状況が懸念され、地域の活性化が急務となっています。

これらの状況を改善するため、玉川村の特色ある農産物のPR及び情報発信・地域住民の健康と元気、新たなコミュニティの形成を重要課題とし、更なる取組強化のため、地域外の人材を積極的に受け入れ、新たな展開による地域活性化を期待し、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

1. 募集人員

玉川村地域おこし協力隊 4名

- (1) 特産品PR活動支援隊員・・・・・・・・・・1名
- (2) 商工振興活動支援隊員・・・・・・・・・・1名
- (3) 元気スポーツクラブ活動支援隊員・・・・1名
- (4) 国際交流（台湾交流）活動支援隊員・・1名

2. 事業概要（活動内容）

(1) 特産品PR活動支援隊員

- ・ 玉川村特産品「さるなし」をPRし、販路拡大や新たな加工品を創出する活動をメインに実施。
- ・ 地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動（地域おこし活動全般）を実施。

(2) 商工振興活動支援隊員

- ・ 玉川村商工会を活動の拠点に簿記や販売士、ファイナンシャルプランナー等の資格取得を目指しながら、玉川村商工会活動の支援を実施。
- ・ 玉川夏祭りや盆踊りなど、村内の各種イベント等をお手伝いいただき、地域住民との交流を通じて、地域の良さを発見し、その情報発信を行う。

(3) 元気スポーツクラブ活動支援隊員

- ・ たまかわ元気スポーツクラブを活動の拠点にアシスタントマネージャーやレクリエーション指導者、水中運動指導士、幼児体育指導者等の資格を取得し、当スポー

ツクラブの内容充実及び活性化を支援する。

- ・ 地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動（地域おこし活動全般）を実施。

(4) 国際交流（台湾交流）活動支援隊員

- ・ 玉川村と姉妹都市を締結している、台湾省南投縣鹿谷郷との交流活動での日常会話程度の中国語（繁体字）の通訳などを実施。
- ・ 交流活動がない時期は、地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動（地域おこし活動全般）を実施。

※ 面接時に中国語（繁体字）による日常会話程度のヒアリングを予定。

3. 募集対象（次の要件を全て満たす方）

- ① 応募時点で 20 歳以上 40 歳未満の方
- ② 現在、三大都市圏内の都市地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部）に在住し、採用後玉川村の活動地域に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
- ③ 活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方
- ④ 地域住民と協力しながら意欲的に活動できる方
- ⑤ 普通自動車運転免許を取得している方
- ⑥ パソコン・携帯電話等の情報通信機器を使用でき、ワード・エクセル・ソーシャルネットワーキングサービス等を活用できる方
- ⑦ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- ⑧ 暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない方
- ⑨ 国際交流(台湾交流)活動支援隊員は、日常会話程度の中国語（繁体字）の読み書きができる方

4. 勤務地

玉川村内

5. 勤務条件

- ① 任用形態 玉川村嘱託職員
- ② 任用期間 採用決定日から平成 31 年 3 月 31 日まで
(ただし、活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して年度単位で更新、最長で委嘱の日から 3 年まで延長することができます。)
- ③ 報酬等 報酬月額 166,000 円
※活動に取り組む姿勢・成果等により、加給金（年 1 回）を支給する場合があります。

- ④ 勤務先 玉川村役場
- ⑤ 勤務日数 週5日
- ⑥ 勤務時間 1日7時間45分勤務
- ⑦ 住居 村が指定する住居（アパート等）に入居していただきます。なお、家賃については村が負担します。個人の光熱水費等は自己負担となります。
- ⑧ その他
 - ・ 休暇については、玉川村嘱託職員雇用管理規程の例に準じます。
 - ・ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。
 - ・ タブレット端末等（予算の範囲内において）を貸与します。

6. 応募手続

- ① 応募受付期間
 - ・ 定員に達するまで随時募集。
- ② 提出書類
 - ・ 応募用紙（玉川村公式ホームページから取得してください。）
- ③ 申し込み・お問合せ先
 - 〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地
 - 石川郡玉川村役場 産業振興課
 - Tel.0247-57-4629 Fax0247-57-3952
 - E-mail : sangyo@vill.tamakawa.fukushima.jp

7. 選考

- ① 第1次選考 書類選考の上、合否の結果を応募者全員に文書で通知します。
- ② 第2次選考 第1次選考合格者を対象に玉川村役場において第2次選考（面接）を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、第2次選考（面接）に要する交通費等は個人負担とします。
- ③ 最終結果通知 最終選考結果の報告は速やかに文書で通知します。

8. その他

合格者に対しては、健康診断書を提出していただきます。提出できない方は、採用取消となります。健康診断に係る経費は自己負担となります。